

第8次安城市総合計画(案)に対するパブリックコメントによる意見募集結果と市の考え方について

広報あんじょう平成27年11月1日号及び市公式ウェブサイトなどでご意見を募集した「第8次安城市総合計画(案)」について、貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。寄せられたご意見に対して、市の考え方をまとめましたので、その結果を公表します。なお、提出されたご意見については、基本的には意見の原文を掲載しておりますが、趣旨を損なわない範囲で要約したのものもあります。

【意見募集の概要】

- 1 意見募集期間 平成27年11月1日(日)～11月30日(月)
- 2 周知の方法 平成27年11月1日号広報あんじょう及び市ウェブサイト
- 3 閲覧場所 企画政策課、市政情報コーナー、文化センター、各地区公民館、中央図書館など ※市公式ウェブサイトにも掲載
- 4 意見を提出できる人 ①市内に在住・在勤・通学している ②市内に事業所などを有する ③市内で活動している ①～③のいずれかに該当する人
- 5 意見の提出方法 住所・氏名とご意見を記入し、持参か郵送、ファクス、Eメールで企画政策課まで提出

【意見募集の結果概要】

- 1 意見提出者 6名
- 2 意見総数 52件
- 3 提出方法 Eメール 4名 持参 1名 郵送 1名
- 4 結果の公表 市公式ウェブサイト、企画政策課、市政情報コーナー、文化センター、各地区公民館、中央図書館など
- 5 提出意見の内訳 下表のとおり

【第8次安城市総合計画の構成に基づく内訳】

項目	件数
第1章 第8次安城市総合計画の策定にあたって	3
第2章 策定の背景	2
第3章 土地利用の方針	5
第4章 目指すべき都市像(基本理念)	6
第5章 重点的に取り組むべき政策(基本計画①)	10
第6章 分野別計画(基本計画②)	1
1.健康・医療	1
2.スポーツ	
3.環境	1
4.都市基盤(住環境)	5
5.生活安全	2
6.都市基盤(交通)	5
7.農業	
8.商工業	
9.観光	3
10.都市基盤(市街地)	1
11.防災・減災	3
12.地域福祉	1
13.社会保障	1
14.生涯学習	4
15.文化・芸術	4
16.参加と協働	3
17.子育て	1
18.学校教育	1
第7章 行財政運営の基本方針	4
第8章 総合計画を補完する個別計画等一覧	
第9章 資料編	1
その他	8
合計	76

※複数の項目に該当する意見があるため、意見総数とは不一致

【主な意見の種類等に基づく内訳】

主な意見の種類	件数
参加と協働に関する意見	12
事業の重点化・個別計画・実施計画に関する意見	8
表記に関する意見	5
条例との整合に関する意見	4
バリアフリー化に関する意見	4
ボランティア活動に関する意見	4
自転車利用に関する意見	3
都市計画に関する意見	2
公共交通・交通環境に関する意見	2
計画期間に関する意見	1
目標人口に関する意見	1
外国人住民に関する意見	1
その他	10

- 6 提出意見及び市の考え方 下表「パブリックコメント集約意見及び回答」のとおり

パブリックコメント集約意見及び回答

番号	計画書の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	計画への反映
1	第1章、第1節 位置付け 【P6】 「既成の制度に基づき継続的に実施する施策及び実施手段としての事業に関する記述は、原則として関連する個別計画に委ねています。	「既成の制度」と記載がありますが、自治基本条例や市民参加条例の市民の定義を既成の制度とするのであれば削除してください。	行政が行う業務は法令や条例に基づき遂行します。したがって、ご指摘の条例に基づく施策及び事業は、計画書に記載のとおり該当する個別計画に委ねています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。
2	第1章、第2節 期間 【P6】 本計画の期間は、平成28年度(2016年度)から平成35年度(2023年度)までの8年間です。	私たちを取り巻く世界環境は激変が予想される中、8年という計画期間はあまりにも長い。選挙は4年ごとに民意を問います。しほりをかけることは自由を奪うことになると考えるため4年計画が妥当と考える。	持続可能な自治体経営を実現するためには、中長期的な視点に立った計画的な市政運営が必要となります。しかし一方で、ご指摘のとおり、変化の速い社会経済環境に対応するため、行政ニーズや時代の潮流を的確に捉え、政策に反映できるような柔軟性を備えた計画でなければならないとも考えています。したがって、計画期間は8年とし、4年ごとに見直しを行うこととしています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきますが、『中間見直し』を明記するとともに、資料を追加させていただきます。
3	第1章、第3節、第1項、(1)協働の視点 【P7】 まちづくりは、市民や町内会、NPO、ボランティア、各種団体、企業、行政など、様々な主体が協働により取り組むものです。そこで、本計画では、地域における課題の発見や解決に寄与する行政活動を取り上げ、協働によるまちづくりを促す仕組みや仕掛けについて記載します。	素晴らしいこと、と思います。ただ“具体的に、どこに、どのように記載されているのかが理解し辛いのでは”と思います。このため、できれば“「協働によるまちづくりを促す仕組みや仕掛け」を象徴するアイコンを設けて頂き、該当する箇所にアイコンを表示することを提言します。	「協働の視点」は計画全般に関わるものです。個別の該当箇所に表示をするのではなく、地域における課題の発見や解決に寄与する行政活動全てにおいて「協働の視点」を有しているという共通認識を表現しています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。
4	第2章、第1節、第1項人口の変化と健康寿命 【P8】 全体	第8次総合計画(案)は、8頁の「第1節 本市を取り巻く社会情勢 第1項 人口の変化と健康寿命」を踏まえた“よく洗練された計画(案)である”、と思います。	—	—
5	第2章、第1項、(3)目標の人口 【P12】 本市が目標設定した人口は、平成62年(2050年)の19万4千人をピークとしており、…	人口20万都市を目標にする。もう少しいけば届く目標と思われる。近隣市町からも対外的評価が高まるのではないかと。目標を掲げなければ、まちの活力が生まれにくい、人も集まってこない。	目標人口を20万人とするためには、既存住宅地の高度利用化や新たな大規模住宅地の面的整備が必要となることから、現段階では大きな課題があると考えています。仮に人口が20万人に達しても、いずれは本市の人口は減少に転じますので、人口ピークを目標とした都市像を示すのではなく、生活の質や心の豊かさを理想の都市像として掲げていきたいと考えています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。
6	第3章、第1節、第1項 4つの拠点を中心とした市街地形成 【P14】 全体	特に主要4駅周辺は市街化調整区域を減らし市街化編入をすすめる。住宅用途地域の土地がなければ住宅も立てられないし、マンションを建設するのにも、高さ制限や容積率の緩和が必要。 新城駅にLRT乗り入れる駅ビル再開発計画、コンサルの提案コンペを実施。住民に計画段階での意見聴取が必要。 新城駅にイベントスペースが必要、七夕は新城駅のみではなく新城全体のお祭りであり、新城駅をサテライト会場にする。	第8次新城市総合計画では4つの駅を中心として、魅力あるまちづくりを推進するために、まちづくりの方針として土地利用の全体構想をお示しさせていただいています。具体的には都市計画マスタープランにおいて4つの拠点の機能充実と個性ある地区の形成を定めています。 いただきましたご意見は個別計画を策定していく上で参考とさせていただきます。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。
7	第3章、第1節、第3項 健康交流軸の形成 【P14】 全体	新城駅からスポーツセンターまでのランニングコース整備。駅と施設をつなげることで、賑わいの創出に寄与。まわりの商店街や飲食店の繁栄につながる。 自転車ネットワークの拡充、歩車分離。主要4駅の回遊性を高める。 自転車道、LRTなど導入・整備。特に三河新城駅-新城、新城-新城駅を将来的に結ぶ。JRと名鉄とをつなげ、車以外の南北移動の不便さを解消。現在は人身事故等の振替路線としての機能が欠如している。 高齢者が長生きするために、車にたよらずに自分の足でいろいろな交通網の整備が必要。 公共施設を主要4駅に分散し、各住宅地域に停留所を設け、あんくるバスを接続しそこにアクセス。 図書館、市民会館、市役所、動物園などの公共施設を新城駅を中心に集中させない。バランスのとれた税負担に配慮。公平な分散型の公共サービスの提供。 新城復元、旧東海道宿場町の再現・保全などの楽しい施策や新城の歴史を掘り起こす事業も必要。 名古屋のリニア開通時点で、知立駅は豊田市に直結し整備されるが、その先の新城、西尾線各駅の陳腐化、過疎化、埋没が懸念される。さらに、名鉄本線・西尾線の本数が削減され、住みにくいまちになり、人口減で目標人口から遠ざかる。 今は残念ながら、他の市町と違い、愛着のある通りの名称がない。おそらく通りに特色がないからだと考えられるので、植栽を花木や維持管理のかからないケヤキ(ムサシノ品種)をいれ、歩いて楽しいまちなみを形成する。	第8次新城市総合計画は、目指す都市像「幸せつながる健康都市 新城」を実現するため、全ての施策分野に健康の視点を取り入れてまちづくりを進めていきます。 健康交流軸は市民の健康づくりを支援するために、様々な公共施設を自転車ネットワークなどで結び、健康行動が展開される位置付けとしています。 いただきました様々な意見は個別計画の策定や実施計画の検討において参考とさせていただきます。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。

パブリックコメント集約意見及び回答

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	計画への反映
8	<p>第3章、第1節 土地利用構想 【P14、P15】 全体</p>	<p>4ヶ所の駅を中心とした市街化計画、農・工・商通じたバランスがとれた計画で良い。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
9	<p>第3章、第1節、第3項 健康交流軸の形成 【P14】 市民の健康づくりを支援するために、中心市街地拠点施設や保健センター、広域的な公園などを核として自転車ネットワークなどで結び、市民による様々な健康行動が展開される健康交流軸を形成します。</p> <p>第5章、第1節、健康プロジェクト3-2 健康づくりインフラの整備 【P30】 ①歩くことにより健康づくりに取り組む人を増やすため、身近な地域にウォーキング・ランニングコースを設定します。 ③歩きたくなる空間となるよう、油ヶ淵水辺公園からデンパークまで、及び本證寺境内などの散策ルートなどを整備、拡大します。 ④駅や公共施設などへのアクセス性向上のため、歩行者走行自転車の安全な歩行空間を整備します。</p> <p>第5章、第1節、健康プロジェクト3-3 移動利便性の向上 【P31】 ⑥自転車走行空間整備により自転車ネットワークを拡大します。</p> <p>第5章、第1節、健康プロジェクト3-4 まちの賑わい創出モデル 【P31】 「歩きたくなるまち」のモデルとして、中心市街地に絶えず人が集まって交流し、回遊するような状態を創り出すため、拠点施設を整備するとともに、コミュニティデザインによるまちづくりと歩いて楽しいまちづくりを推進します。 ③歩いて楽しいまち 水と緑を活かしたコミュニティ道路として、自動車の走行速度を低減し、走行者と自転車への安全性を確保する「追田川プロムナード」などを整備します。</p> <p>第6章、1-1 健康づくりの機会の拡充 【P35】 ①健康づくりに関心のない人や意識があっても行動に移せない人に、身近なウォーキングイベントの開催など、取り組むきっかけとなるさまざまな機会を提供します。</p> <p>第6章、4-1 人がふれあうまちの形成 【P41】 ①油ヶ淵水辺公園からデンパークの散策ルートの整備など、水と緑のネットワークの形成を図ります。 ⑤安心して通行できる歩行空間の整備を進めます。</p> <p>第6章、6-3 安全、安心、快適な道路交通環境の実現 【P45】 ②国が定めた新ガイドラインにより安全で快適な自転車走行空間の整備を行い、自転車ネットワークの拡大を図ります。</p> <p>第6章、9-1 観光資源の活用 【P51】 ②観光案内所や拠点施設を起点としてたまち歩き、サイクリングのための新たな観光ルートを整備します。</p>	<p>活用などのソフト面の整備は、直営での整備や業者への丸投げは避け、“公募による協働での実施”を提言します。</p> <p>特に、観光ルート整備などの事業実施に当たっては、各課の連携と市民参加(公募)と市民協働による実施を提言します。</p>	<p>市は、事業内容を考慮して、市民協働、直営、民間委託など最適な手法を検討して事業を実施しています。なお、検討の際には、自治基本条例に掲げられている「市民参加と協働の原則」を一層考慮して判断していきます。協働で実施していく場合には、ご意見いただいたように、広く公募等も検討するとともに各課連携しながら実施していきます。</p>	<p>ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。</p>

パブリックコメント集約意見及び回答

番号	計画書の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	計画への反映
10	<p>第5章、第1節、健幸プロジェクト1-2 参加したくなる機会【P26】 ①健康に関心の低い人も参加しやすいよう、まち歩きや観光拠点、歴史スポットを巡るウォーキングイベントなどを開催します。</p> <p>第6章、11-4 防災・減災対策の普及促進【P55】 ①家庭への家具転倒防止器具の普及や学校教育での取組を促進するとともに、イベントや講座などを行い防災減災意識の向上を図ります。</p>	<p>このようなイベントなどのソフト事業は、直営で開催するメリットはないと思います。できる限り、地元の既存のNPOやNPO法人と協働することでNPOを育成すると共に既存の組織&団体にとらわれず、新たな市民を公募し、イベント開催できるNPOを育成して、協働で開催することが「参加と協働によるまちづくり」につながると思います。又、NPOの育成が難しければ、公募による実行委員会方式でスタートすることを提言します。なお、最も重要なことは、従来の継続や延長線上の実施ではなく、どのような内容をどのような方法でイベントや講座を開催・実施して、意識の向上を図るかというアイデアである、と思います。</p>	<p>市は、事業内容を考慮して、市民協働、直営、民間委託など最適な手法を検討して事業を実施しています。なお、検討の際には、自治基本条例に掲げられている「市民参加と協働の原則」を一層考慮して判断し、広く公募等も検討していきます。また、NPOの育成については重要課題と捉え、第6章「16. 参加と協働」において「市民活動センター登録団体数」を成果指標に掲げて取り組んでいきます。</p>	<p>ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。</p>
11	<p>第3章、第1節、第3項 健幸交流軸の形成【P14】 市民の健康づくりを支援するために、中心市街地拠点施設や保健センター、広域的な公園などを核として自転車ネットワークなどで結び、市民による様々な健康行動が展開される健幸交流軸を形成します。</p> <p>第5章、第1節、健幸プロジェクト3-2 健康づくりインフラの整備【P30】 ①歩くことにより健康づくりに取り組む人を増やすため、身近な地域にウォーキング・ランニングコースを設定します。 ③歩きたくなる空間となるよう、油ヶ淵水辺公園からデンパークまで、及び本證寺境内などの散策ルートなどを整備、拡大します。 ④駅や公共施設などへのアクセシビリティ向上のため、歩行者走行自転車の安全な歩行空間を整備します。</p> <p>第5章、第1節、健幸プロジェクト3-3 移動利便性の向上【P31】 ⑥自転車走行空間整備により自転車ネットワークを拡大します。</p> <p>第5章、第1節、健幸プロジェクト3-4 まちの賑わい創出モデル【P31】 「歩きたくなるまち」のモデルとして、中心市街地に絶えず人が集まって交流し、回遊するような状態を創り出すため、拠点施設を整備するとともに、コミュニティデザインによるまちづくりと歩いて楽しいまちづくりを推進します。 ③歩いて楽しいまち ・水と緑を活かしたコミュニティ道路として、自動車の走行速度を低減し、歩行者と自転車への安全性を確保する「追田川プロムナード」などを整備します。</p> <p>第6章、4-1 人がふれあうまちの形成【P41】 ①油ヶ淵水辺公園からデンパークの散策ルートの整備など、水と緑のネットワークの形成を図ります。 ⑤安心して通行できる歩行空間の整備を進めます。</p> <p>第6章、6-3 安全、安心、快適な道路交通環境の実現【P45】 ②国が定めた新ガイドラインにより安全で快適な自転車走行空間の整備を行い、自転車ネットワークの拡大を図ります。</p> <p>第6章、9-1 観光資源の活用【P51】 ②観光案内所や拠点施設を起点としてたまち歩き、サイクリングのための新たな観光ルートを整備します。</p> <p>第6章、15、現状と課題【P62】 課題・歴史資源を巡る新たなコースの設定や誘導するための標識などが不足しています。</p> <p>第6章、15-1 文化財の保存と活用【P63】 ③歴史資源の整備に合わせて、散策コースの増設・充実を図るとともに、地域の方々やボランティア団体との協働により、歩いて楽しい街づくりを進めます。</p>	<p>ハードの整備は行政でしかできないことです。しかし、整備されたハードを使用するのは市民です。このため、整備後の活用を踏まえた、ハード整備の計画段階(コースの設定)からの市民参加(公募)を提言します。</p>	<p>安城市市民参加条例では、公共施設の設置にかかる基本計画等を策定する場合は、市として市民参加を求めなければならないこととされています。したがって、原則として市民参加なしにハード整備を進めることはありません。どのような市民参加の手法を選択するかは、事業の規模や内容・性格に応じて判断します。</p> <p>なお、②観光案内所や拠点施設を起点としたまち歩き、サイクリングのための新たな観光ルートを整備します。【P51】につきましては、ハード整備を考えているものではございません。観光協会により拠点施設を起点として観光スポットを楽しく廻れる推奨観光ルートを設定するものですので、誤解のないよう「整備」を「設定」に修正します。</p>	<p>ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容を一部修正させていただきます。</p>

パブリックコメント集約意見及び回答

番号	計画書の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	計画への反映
12	<p>第4章、第1節 基本理念に込めた思い【P17】</p> <p>第8次安城市総合計画では、「市民一人ひとりが生活の豊かさとともに幸せを実感できるまち」の形成をまちづくりの基本理念と位置づけます。</p>	<p>「市民一人ひとりが生活の豊かさとともに幸せを実感できるよう」とあるが、自治基本条例や市民参加条例で定義している市民である住所や氏名もわからない、活動している人がどのように実感するのでしょうか。</p>	<p>ご指摘の市民の範囲ですが、各行政サービスを提供する場合は、法令等の規定に基づきその都度対象者を設定して実施していますので、懸念される事柄は発生しないと考えています。</p>	<p>ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。</p>
13	<p>第4章、第1項、(1)国民総幸福量(GNH)が示すもの【P18】</p> <p>「国民総幸福量(GNH)」では、幸福を「心理的な幸福」、「国民の健康」、「教育」、「文化の多様性」、「地域の活力」、「環境の多様性と活力」、「時間の使い方とバランス」、「生活水準・所得」、「良き統治」という9つの分野で定義しています。</p>	<p>「心理」、「健康」、「教育」、「文化多様性」、「地域(コミュニティ)」、「環境の多様性」、「活力」、「時間の使い方」、「バランス」、「生活水準」、「統治」という言葉が使われています。どれをとってもどう変化するかどうとらえるかにより変化します。決めようもない世界です。選挙で信託されたことを法律の範囲内で市長さんと議員さんで決められたことを安城市住民として守っていきます。</p>	-	-
14	<p>第4章、第1節 基本理念に込めた思い【P17】</p> <p>なお、「市民一人ひとりが生活の豊かさとともに幸せを実感できるまち」とは、地方自治法に定められる自治体の役割「住民の福祉の増進」と同様の理念であると考えられます。</p> <p>第4章、第1項、(3)市民の声を示すもの【P18】</p> <p>本市が平成26年度(2014年度)に実施したまちづくりに関する市民アンケートにおいて、…</p> <p>第4章、第2項”豊かさ”とともに”幸せ”を実感できる5つの要素体系図</p> <p>第5章、第1節、健康プロジェクト2-2 行動変容を後押しする制度【P28】</p> <p>⑤市民の健康への意識を高めるとともに、「健康都市」に相応しいまちづくりを推進するための、先進市の条例などに見られるまちづくりの手法について調査研究します。</p> <p>第5章、第1節、健康プロジェクト2-3 地域で支える健康づくり【P28】</p> <p>①地域の住民と一緒に健康づくりに取り組めるよう、健康づくり活動を主体的に行う人材を育成し、活躍の場を創出します。</p>	<p>安城市自治基本条例においては、「市民」を「市内に住む者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者(法人その他の団体を含む)」と定義しています。</p> <p>今回の総合計画では、「市民」に対してアンケートを行い、その結果を、「市民の声が示すもの」として活用しておりますが、アンケートの対象となった「市民」の内訳が分からないため、どのような立場の人がどのような希望や思いをもっているのかが分かりません。</p> <p>もう少し具体的にいうと、施策分野の体系化において、『都市基盤(住環境)』や『学校教育』は、「市民」の中でも住民に特に関係する分野ですし、『都市基盤(交通)』や『観光』は、「市民」の中でも通勤通学者や市外からやってきて活動する人に比較的多くの配慮が求められる分野です。このように、分野によって施策が主に対象とする人や配慮すべき人の範囲や属性は異なるのですから、アンケートの結果も、「市民」などという漠然とした範囲での結果ではなく、住民、通勤者、通学者、市内活動者などの、「どの範囲の市民にアンケートを行い、それぞれの回答がどうであったのか」ということを掲載していただきたいと思えます。</p> <p>現状のままでは、施策に対する適切な「市民の声」が総合計画に反映され得ないので、「市政における最高規範」たる自治基本条例がその第20条3項で市長に求めている「市民のニーズに的確に対応した市政運営」を実現することができず、総合計画自体が自治基本条例にそぐわない、無効なものとなってしまいます。</p> <p>また、本総合計画において、「市民」と「住民」とは明確に意味の異なる用語として認識されて使用されていることは「基本理念に込めた思い」の文章で明らかですが、総合計画の中には「市民」や「住民」の定義が明確に示されていません。</p> <p>「市の憲法」である自治基本条例に定める「市民」と同じ定義であるのでしょうか？そうであるとしても、自治基本条例は市民に広く認知されている条例とはいえませんが、「市民」と「住民」との違いや使い分けも一般的な常識といえるほど理解されているものではないので、総合計画の中での「市民」あるいは「住民」の定義、意味、使い分けのルールを本文中に明記すべきです。</p> <p>現状のままでは、この計画を読む者が内容を正しく理解できず、結果として総合計画の理解を著しく阻害することになり、各種アンケートやパブリックコメントの信頼性を損ねることになります。</p>	<p>第8次安城市総合計画での「市民」と「住民」の使い分けは、わかりやすく平易な言葉として全般的には「市民」を使用しており、一義的には安城市の住民という意味です。これとは別に「住民」という表現は、「地域住民」など地域という単語にかかる用語として使用するほか、「住民の福祉」など法令等による固有の表記として使用している場合があります。また、市政運営のうち行政サービスを提供する場合は、法令等の規定に基づき、その都度対象者を設定して実施していますので、懸念される事柄は発生しないと考えています。なお、計画策定過程で行いましたアンケート調査の概要は資料編に掲載します。</p>	<p>ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきますが、資料を追加させていただきます。</p>
15	<p>第4章、第1項、(1)国民総幸福量(GNH)が示すもの【P18】</p> <p>国内総生産(GDP)がそれほど高くないにも関わらず、ほぼすべての国民が「幸せ」と感じているブータンでは、「国民総幸福量(GNH)」の向上を志向した国家づくりを進めています。「国民総幸福量(GNH)」では、幸福を「心理的な幸福」、「国民の健康」、「教育」、「文化の多様性」、「地域の活力」、「環境の多様性と活力」、「時間の使い方とバランス」、「生活水準・所得」、「良き統治」という9つの分野で定義しています。</p>	<p>世界では文化や環境の多様性の違いを理解できず対立が発生しています。山の木の伐採率や自然環境保護率を環境の多様性と活力というのでしょうか。一夫多妻制や若者の仕事が少ない社会、穏やかな国民生活に憧れますが、GNHが示している文化とは何でしょうか。</p> <p>以上のことから第4章、第1項、(1)国民総幸福量(GNH)が示すものは削除したほうが良い。</p>	<p>ご指摘の「国内総幸福量(GNH)」は、第1項に示す「豊かさ」や「幸せ」の尺度を世界ではどのように調査・定義しているのか一例として説明をしています。</p>	<p>ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。</p>

パブリックコメント集約意見及び回答

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	計画への反映
16	<p>第4章、第1節、第1項、(4)ボランティア活動が導くもの 【P19】 今後は、より多くの方にボランティアの活動を伝えるとともに、ボランティア活動をはじめのきっかけづくりを進める必要があります。</p> <p>第5章、第1節、健幸プロジェクト2-3 地域で支える健康づくり 【P28】 ②環境美化活動などの協働作業、ボランティア活動及び防災などの地域活動を支援することができ、生きがいの創出や社会的つながりを強化します。</p>	<p>現在、ボランティア＆市民活動を支援するセンターが市内には4つ(安城市社会福祉協議会ボランティアセンター、生涯学習ボランティアセンター、青少年の家ボランティアセンター、市民活動センター)あり、それぞれが個性的な活動をしています。このため、4つあるセンターを統合することは、それぞれの良さを殺してしまうため、必ずしも最善の策とは思いませんが、1+1+1+1=4、ではなく、4を超える支援ができるようにと“安城市 協働に関する指針(10頁参照)”では4センターの連携を提言しています。しかし、その後、連携は進んでいないのではないのでしょうか”。この現状を変えない限り、強化することは難しいのではないのでしょうか。なぜ進んでいないのかを検証することを総合計画(案)に記載するよう提言します。</p>	<p>各センターの連携については、総合計画を補完している市民協働推進計画に掲げて取組を進めています。したがって市民協働推進計画の中で検証していきますので、総合計画には記載する予定はありません。</p>	<p>ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。</p>
17	<p>第5章、第1節、健幸プロジェクト1-2 参加したくなる機会 【P26】 健康に関心の低い人も参加しやすいよう、まち歩きや観光拠点、歴史スポットを巡るウォーキングイベントなどを開催します。</p> <p>第5章、第1節、健幸プロジェクト3-2 健康づくりインフラの整備 【P30】 ①歩くことにより健康づくりに取り組む人を増やすため、身近な地域にウォーキング・ランニングコースを設定します。 ③歩きたくなる空間となるよう、油ヶ淵水辺公園からデンパークまで、及び本證寺境内などの散策ルートなどを整備、拡大します。</p> <p>第5章、第1節、健幸プロジェクト3-3 移動利便性の向上 【P31】 ④名鉄新安城駅の橋上化・自由通路整備及び名鉄南安城駅のバリアフリー化を促進します。</p> <p>第5章、第1節、健幸プロジェクト3-4 まちの賑わい創出モデル 【P31】 「歩きたくなるまち」のモデルとして、中心市街地に絶えず人が集まって交流し、回遊するような状態を創り出すため、拠点施設を整備するとともに、コミュニティデザインによるまちづくりと歩いて楽しい街づくりを推進します。 ③歩いて楽しいまち ・水と緑を活かしたコミュニティ道路として、自動車の走行速度を低減し、走行者と自転車への安全性を確保する「追田川プロムナード」などを整備します。</p> <p>第6章、4-1 人がふれあうまちの形成 【P41】 ①油ヶ淵水辺公園からデンパークの散策ルートの整備など、水と緑のネットワークの形成を図ります。 ⑤安心して通行できる歩行空間の整備を進めます。</p> <p>第6章、4-3 市営住宅の更新 【P41】 ①老朽化の著しい市営住宅の建て替えを行います。既存住宅においては、高齢者や障害のある人の生活に配慮したバリアフリー化などの改修を推進します。</p> <p>第6章、6-2 公共交通網の充実 【P45】 ②主要駅のバリアフリー化を推進します。</p>	<p>健常者や高齢者だけでなく、車いす利用者、妊婦さん、ベビーカー、視覚に障がいのある方、聴覚に障がいの方など、様々な方がみえますので、バリアフリーに配慮したソフト事業の実施や、意見を取り入れて(市民参加[公募])ハード整備することを提言します。</p> <p>また、施策内容に「バリアフリー」・「市民参加と協働」で実施する旨の追記修正を提言します。</p>	<p>バリアフリー化につきましては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」、愛知県の「人にやさしいまちづくりの推進に関する条例」に基づき、それぞれに規定される趣旨に則り、市民の意見を反映させた事業推進を図っていきます。</p> <p>また、事業の実施にあたっては、「安城市市民参加条例」の努力規定に基づき市民参加の推進を図っていきます。</p>	<p>ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。</p>

パブリックコメント集約意見及び回答

番号	計画書の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	計画への反映
18	第5章、第1節、健幸プロジェクト1 きっかけづくり 【P27】 イラスト等	「サイクリングのイラスト」のみコメントが無いので、「サイクリングイベント」というコメントを付記することを提言します。	ご指摘のとおり、この箇所にはコメントがありませんのでコメントを付記します。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容を修正させていただきます。
19	第4章、第1項、(4)ボランティア活動が導くもの 【P19】 今後は、より多くの方にボランティアの意義を伝えるとともに、ボランティア活動を始めるきっかけづくりを進める必要があります。 第5章、第1節、健幸プロジェクト2-3 地域で支える健康づくり 【P28】 ①地域の住民と一緒に健康づくりに取り組めるよう、健康づくり活動を主体的に行う人材を育成し、活動の場を創出する。 ②環境美化活動などの協働作業、ボランティア活動及び防災などの地域活動を支援することが、生きがいの創出や社会的つながりを強化します。 第6章、14-2 学びの成果を地域に生かすつながりづくり 【P61】 ①自主グループの育成と相互交流などの地域の絆づくりを進めます。 ②ボランティア活動などの橋渡しとして情報の提供や団体のマッチングを進めます。 第6章、14-3 市民の主体的な学びを支える環境づくり 【P61】 ②生涯学習の相談・コーディネートを行う人材の育成・確保・体制の整備を進めます。 ③新しい指導者の発掘や育成を進め、指導者情報の整備を進めます。	その通りであると思いますが、問題は、従来の継続ではなく、従来とは異なる、きっかけづくりをどのように企画するか、です。ボランティア活動を育てるためには、ボランティアを育成する専門知識と倫理と経験を積んだ「ボランティアコーディネーター」の存在が欠かせません。全国各地の社会福祉協議会のボランティアセンターや市民活動センターには、ボランティアコーディネーター検定に合格したコーディネーターが活躍しており、安城市社会福祉協議会にもおみえになりますが、絶対数が不足しています。このようなボランティアコーディネーターの育成や検定制度の普及をNPO法人日本ボランティアコーディネーター協会が担っています。このようなNPO法人を活用するなどして、ボランティアコーディネーターの育成を図ることで、ボランティア活動を促進することを提言します。	ボランティアコーディネーターについては、社会福祉協議会が所管していますが、組織を越えて情報共有するなど連携しながら育成を図っていきます。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。
20	第7章、第1節、第2項、(1)新しい公共のまちづくり 【P70】 複雑かつ多様化する行政ニーズに対応するためには、公益的活動を行うNPOや民間企業などと連携し、それぞれが得意とする分野を担い、かつ相互に補うことができるしなやかな体制づくりが求められています。 多様な主体との連携や協働を通じ、より細やかで質の高い市民サービスを提供することができるよう、新しい公共によるまちづくりに取り組みます。	「新しい公共のまちづくり」が実現できれば、素晴らしい安城市になると思いますので、是非、実現して頂きたい、と思っておりますが、現状は、行政の各課が連携(協働)しようにも、その相手先となりうるNPOの絶対数が育っていないのではないのでしょうか。行政からは言いにくいことかとは思いますが、まずは“最優先課題として「公益的活動を担えるNPOを育成すること」を総合計画(案)に反映(記載)することを提言します。	NPOを含めた市民活動団体の育成については、今回策定する総合計画第6章「16. 参加と協働」で、「市民活動センター登録団体数」を成果指標に掲げており、今後の重要な課題として、取り組んでいきます。したがって、改めて総合計画に記載する予定はありません。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。
21	コミュニティデザインについて 第5章、健幸プロジェクト3-4、②コミュニティデザイン 【P31】 ・活動主体間の連携、活動プログラムの企画・実施などを支援するコーディネーターを養成します。 第7章、第1節、第3項、(2)組織改革の実施 【P71】 近年の政策課題には単一組織による解決が容易ではなく、また、計画の特徴にも掲げたように、一つの施策が他の分野の課題解決に寄与する場合も少なくありません。そこで、横断的政策課題に対応できる組織体制を構築するとともに、プロジェクトチームの組成など、政策課題に柔軟に対応できる組織運営の更なる充実を図ります。	このコーディネーターはどのような位置付けの存在なのでしょう。企画政策課所管のコーディネーターでしょうか、中央図書館所管のコーディネーターでしょうか。生涯学習課所管の生涯学習ボランティアセンターとは何が異なるのでしょうか。市内には既に4つのボランティア支援センターがあり、これだけでも市民活動を実施している、しようとしている個人、団体にとっては、ユーザー視点ではなく、行政の縦割りの弊害の典型のように思われているのではないのでしょうか。更に、5つ目、6つ目の支援窓口を設けるのでしょうか。既存の4センターの役割の見直しもされないまま、更に屋上屋を重ねるのでしょうか。少なくとも現状の4つの支援センターとは役割が異なるのであれば、現状の4つのセンターでは何が問題で、だから、こんな目的のために5つ目の支援者(コーディネーター)を設けなければならないということを「総合計画(案)」に記載することを提言します。 更に、現在でも、歴史博物館には館内ボランティアさんや、埋蔵文化財センターには土器ボランティアさん、中央図書館には友の会さんや読み聞かせグループの皆さん、保健センターにもボランティアグループの皆さんや、その他の課にも関連のボランティアさんやボランティア組織が存在していると、思います。これらの担当課&施設とボランティアさんやボランティア組織との関係も公平・公正という視点からの役割分担と関係性の再確認が必要だと思います。	P31に示す「コーディネーター」については、中心市街地拠点施設を活用しようとする個人や団体、企業等の活動に対し、中心市街地拠点施設ならではの個性を加えたり、周辺商店街等との連携を図ったりするなど、「まちなかの賑わい創出」の効果を高めるためのアドバイス業務等を行うことを想定して記載しています。 ご指摘の4センターのような市民活動醸成のための相談窓口を設置する意味ではありませんのでご理解ください。 なお、P71に示すプロジェクトチームは、政策課題を解決するために単一組織での解決に取り組むのではなく、組織を横断しての体制づくりを構築し、柔軟に対応する職員の組織について説明をしています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。

パブリックコメント集約意見及び回答

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	計画への反映
22	第6章、3-1 低炭素社会の実現 【P39】 全体	環境基本計画には「自転車利用の促進」が取り上げられています。総合計画(案)にも一言、記載があっても良いのではないのでしょうか。総合計画(案)への反映と記載することを提言します。	自転車利用の促進については、第5章健康都市推進プロジェクト及び第6章分野別計画の6.都市基盤(交通)に記載しています。なお、都市基盤(交通)は環境分野に分類しています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。
23	第6章、4 現状と課題 【P40】 課題 ・市営住宅の老朽化と高齢社会の進行に対応するため、バリアフリー化を進めるとともに、供給住戸タイプの見直しが必要です。 第6章、18-4 安全・安心・快適を重視した教育環境の充実 【P69】 ①バリアフリー化改修など児童生徒が安全・安心・快適に過ごせる教育施設・設備を整備します。	その他の主要な公共施設のバリアフリー化が進んでいない建物があれば、同様な対応を計画的に実施することを提言します。	不特定多数が利用するその他の主要な公共施設は、バリアフリー化が進んでいます。また、新たに公共施設を建設する場合には愛知県の「人にやさしいまちづくりの推進に関する条例」に基づきバリアフリー化を推進しています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。
24	第5章、第1節、健康プロジェクト3-3 移動利便性の向上 【P31】 ④名鉄新安城駅の橋上化・自由通路整備及び名鉄南安城駅のバリアフリー化を促進します。 第6章、4-3 市営住宅の更新 【P41】 ①老朽化の著しい市営住宅の建て替えを行います。既存住宅においては、高齢者や障害のある人の生活に配慮したバリアフリー化などの改修を推進します。 第6章、6-2 公共交通網の充実 【P45】 ②主要駅のバリアフリー化を推進します。	バリアフリー化について、総合計画(案)には、その他でも記載があります。バリアフリー化は、時間と費用を要するハード事業ですので、駅は駅、道路は道路、建物は建物、のようにピンポイントでの計画立案&実施ではなく、乗り物(あんくるバス)を含めた、面でそして時間軸を入れた計画を基に、長期的な視点での取り組みを提言します。	バリアフリー化に関しては、これまでも、公共施設における段差の解消、スロープやエレベータ、多目的トイレ等の設置を推進し、道路の段差解消やあんくるバスのバリアフリー化など、移動時における制約の解消にも努めてきました。しかしながら、面的な空間整備の視点が十分ではないという指摘もございますので、そのような視点も含め、安城市地域福祉計画に基づき、すべての人にやさしいまちづくりを、引き続き進めていきます。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。
25	第6章全体の 現状と課題 の 課題 【P34~P68】	それぞれの分野における課題では「必要です。」や「必要があります。」と記載してあるが、必要十分な条件が示されず、結論ありきの「必要」に不安を感じます。	各分野における課題は、その前提である施策が目指す姿と現状とのギャップを整理した上で記述しており、課題を踏まえ、施策の方針へ展開しています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。
26	第6章、5 生活安全 現状と課題 【P42】 全体	昨年度制定された、安城市多文化共生プランの巻末参考資料では、「外国人住民による影響【日本人住民調査】」というアンケートの結果が公表されており、それによると、外国人住民による影響として、「不安感の増加」があるか?という問いに対して、そう思う:18.3%、どちらかといえばそう思う:33.8% 「社会的負担の増加」があるか?という問いに対して、そう思う:20.8%、どちらかといえばそう思う:39.3% という結果があり、本市の日本人住民にあっては、外国人住民への不安感や負担感が強いことが示されます。 昨年12月、会計検査院によって外国人労働者のおよそ6割が所得税の課税を不正に逃れていることが指摘されました。また、長尾敬衆議院議員の働きかけにより本年7月に警察が初めて発表した在日外国人の犯罪検挙数の資料では、日本に住む外国人が犯罪を起こす率が日本人のそれよりも明確に高いことが示され、上記多文化共生アンケートに示された、外国人住民に対する住民の不安感や負担感は、外国人による犯罪率の高さや、外国人の存在のため日本人住民が税金その他において不公平な負担を強いられているという事実裏づけされたものであることが分かります。また、外国人は自動車の任意保険に入らない者が多いことも良く知られた事実です。 このような現状を鑑みるに、本総合計画第6章5.生活安全の「現状と課題」においては、住民の不安感や負担感の軽減・解消を進めるために、現状における外国人住民による犯罪数や、外国人住民による人身事故の発生数を日本人住民のものと区別して公表するべきと考えられます。 住民の大多数である日本人住民が不安を感じている事柄に関する情報を、隠さずに適切に公表することが、適切な生活安全施策の策定につながり、また、日本人住民と外国人住民との相互理解の促進による治安の向上や健全な共生の実現につながります。 現状のままでは、日本人住民の多数が不安感や負担感を抱えたまま外国人住民との雑居を余儀なくさせられることとなり、加えて彼らのために不公正な税負担状況が続くなど、住民感情の面や生活安全面において、安城市は大きなリスクを抱えることとなります。	安城市における外国人住民による犯罪及び人身事故の発生件数を日本人と区別して公表するべきとのご意見をいただきましたが、安城警察署管内ではご指摘の発生件数は公表されていませんので、ご理解をお願いします。	ご提案の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。

パブリックコメント集約意見及び回答

番号	計画書の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	計画への反映
27	<p>第6章、5-1 暮らしの安全対策の推進【P43】</p> <p>①地域や学校で時代に合った各種防犯教室・交通安全教室などを開催します。</p> <p>〔参考〕自転車利用の促進について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3章 第1節 第3項 健康交流軸の形成【P14】 ・第5章 健康プロジェクト1 イラスト【P27】 ・第5章 健康プロジェクト3-2 健康づくりインフラの整備④【P30】 ・第5章 健康プロジェクト3-3 移動利便性の向上⑥【P31】 ・第6章 6都市基盤(交通) 現状と課題【P44】 ・第6章 6都市基盤(交通)-2 公共交通網の充実【P45】 ・第6章 6都市基盤(交通)-3 安全、安心、快適な道路交通網の実現【P45】 	<p>「総合計画(案)」では、「自転車利用の促進(左記参照)」が大きく取り上げられています。</p> <p>自転車の利用促進は、健康上にも、低炭素社会の実現の上でも効果的な施策です。しかし、一方で、自転車による事故の発生抑制は大きな課題であり、警察や行政主導での従来活動の継続や従来の延長線上のみでの活動では、発生抑制は困難です。自転車利用者の自発的な活動が重要であり、その仕掛けをどのように工夫するかが、重要です。このため、以下の通り「総合計画(案)」に追記・修正することを提言します。「①地域や学校や職場で時代に合った各種防犯教室・交通安全教室などを、学校・PTA、地域団体、市民啓発団体、事業者、警察などと協働で、交通安全広場などを活用して開催します。」</p>	<p>「職場」における各種教室も従前より希望があれば行っていますので、その部分を明文化するというご意見を取り入れたいと思います。よって、「地域や学校や職場で時代に合った各種防犯教室・交通安全教室などを開催します。」と表現を一部修正します。</p>	<p>ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容を一部修正させていただきます。</p>
28	<p>第6章 6、現状と課題【P44】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低炭素社会の実現に向けて、駅周辺を核としたコンパクト型都市構造を生かすために公共交通、自転車の利用促進が必要です。 ・自転車走行空間の整備は、平成24年(2012年度)の国によるガイドライン改定により、それに基づく見直しのため進んでいません。 <p>第6章 6-2公共交通網の充実【P45】</p> <p>③過度な自動車利用から公共交通機関や自転車利用への転換を図るため、モビリティマネジメントを実施します。</p>	<p>具体策は“エコサイクルシティ計画”に定め、実施されると思いますが、国のガイドラインに沿って着実に実施することを提言します。</p> <p>また、総合計画(案)としては、具体的に詳細な事業内容を記載するものではないためこれで良いと思いますが、この内容を「エコサイクルシティ計画(第二次)」に具体化し、これまでに実現できなかったことを是非、具体化することを提言します。このため、自転車利用促進上の課題が多くあり、計画の進捗が難しいことは承知していますが、実現可能な第二次計画の策定を提言します。</p>	<p>ご指摘の自転車走行空間の整備につきましては、平成27年度に市道デンパーク通り線において路面表示による整備を行っており、今後も国のガイドラインに沿った整備を進めていきます。</p> <p>また、次期エコサイクルシティ計画につきましても、現計画の内容を基本としながら、第8次安城市総合計画の内容やいただきましたご意見も踏まえて策定していきたいと考えています。</p>	<p>ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。</p>
29	<p>第6章、9-3 観光情報の発信【P51】</p> <p>②地域の魅力を地域の人々が伝える、ガイドボランティア活動を支援します。</p>	<p>取り組みは高く評価できると思いますが、「ガイドボランティア」だけでなく、「観光」分野における、市民公益活動団体の育成と更なる協働での事業推進や市民参加を提言します。</p>	<p>現在、観光協会の事業には安城文化協会や安城市商店街連盟、市内町内会など各団体からの意見をいただきながら進めています。今後も市民・団体と協働で事業を推進していきます。</p>	<p>ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。</p>
30	<p>第6章、10-3 地域拠点(名鉄新安城駅周辺)の整備促進【P53】</p> <p>①交通の結節点である駅の整備、施設のバリアフリー化などを促進し、だれもが歩きたくなる市街地を形成し、安全で快適な住みよいまちにします。</p>	<p>市街地を一体としたバリアフリー化の安城モデルを計画立案することを提言します。</p>	<p>バリアフリー化に関しては、これまでも、公共施設における段差の解消、スロープやエレベータ、多目的トイレ等の設置を推進し、道路の段差解消やあんくるバスのバリアフリー化など、移動時における制約の解消にも努めてきました。しかしながら、面的な空間整備の視点が十分ではないという指摘もございますので、そのような視点も含め、安城市地域福祉計画に基づき、すべての人にやさしいまちづくりを、引き続き進めていきます。</p>	<p>ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。</p>
31	<p>第6章 11、現状と課題【P54】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災力強化のため、自主防災組織やボランティアの活動に対する継続的な支援と連携が必要です。 	<p>このためには、自主防災組織やボランティア組織、市民活動団体、減災まちづくり研究会などによる、市民参加(公募市民を含めた)と市民協働で“地域防災計画、を策定することを提言します。</p>	<p>地域防災計画は、国の防災基本計画や県の地域防災計画を参考に、安城市の体制に則した内容で作成し、各市民団体の代表者も委員となっている防災会議において諮問し、確定しています。</p> <p>市としては、地域防災計画自体を市民協働で策定するのではなく、地域防災計画の行動計画に位置づけられる「地震対策アクションプラン」の策定において、市民や企業等が参画する「減災まちづくり研究会」にて意見や提言をいただき、プランに反映していきます。</p>	<p>ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。</p>
32	<p>第6章、11-1 災害時の対応・連携強化【P55】</p> <p>①防災訓練の共同実施などにより企業や自主防災組織など、産官学民の連携体制を強化します。</p>	<p>このために設置されたのが、“安城市減災まちづくり研究会、であると認識しています。このため、この研究会が、この主旨を発揮できるよう、市民協働で運営することを提言します。</p>	<p>安城市減災まちづくり研究会規約で「危機管理課を事務局としつつも、会員から選出された実務者会議を設け、取り組み事案等について協議することもできる」旨の記載がありますので、実務者会議の設置について、今後の研究会において会員の皆様と協議し、検討していきます。</p>	<p>ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。</p>

パブリックコメント集約意見及び回答

番号	計画書の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	計画への反映
33	<p>第6章、12-1 高齢者の地域生活支援(地域包括ケアシステム) 【P57】 ①地域住民主体による地域見守り活動を市内全域に展開するとともに、この活動を医療・介護・福祉などの専門職と行政・社会福祉協議会が連携してサポートし、地域の課題を自ら解決することができる「安城市版地域包括ケアシステム」を築くことで、高齢者の地域生活を支援します。</p> <p>第6章、13-3 障害者の地域生活支援 【P59】 ①入所施設・病院から地域生活への移行を支援するために、グループホームを主体として相談支援やショートステイの機能を合わせ持つ地域生活支援拠点などの整備を促進します。</p> <p>第6章、13-4 高齢者の生きがいと地域支援 【P59】 ②「総合事業」では、元気な高齢者が要支援者の支援を行うことで、健康で生きがいのある生活の実現を目指します。</p> <p>第6章、17、現状と課題 【P66】 課題・核家族化の進展や地域社会の変化により、妊娠中から不安や悩みを抱えているため、身近に相談できる人や場所が必要であるとともに、母子への適切なケアが求められています。</p> <p>第6章、17-1 安心して生み育てられる環境の整備 【P67】 ①妊娠から子育てまで、産前産後の母子を包括的・継続的に支援する環境整備を進めます。</p>	<p>地域住民主体による地域見守り活動や地域の課題を自ら解決することができること【P57】、生活支援拠点などの整備【P59】、元気な高齢者が要支援者の支援を行うこと【P59】、産前産後の母子を包括的・継続的に支援する環境整備【P67】は、大変重要なことです。</p> <p>是非、第7章行財政運営の基本方針【(P70)に記載のある「(2)総合計画に沿った事業の重点化」を行い、「目標を達成するために貢献する事務事業を体系的に記載した実施計画を策定」し、「実施計画」を公開することを提言します。</p>	<p>第8次安城市総合計画は第7次と同様に基本構想、基本計画、実施計画の三層構造としており、今年度策定をしました実施計画は第8次安城市総合計画の体系に基づき事業内容や実施時期を明記して公表しています。</p>	<p>ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。</p>
34	<p>第6章 14、現状と課題 【P60】 現状・少子高齢化の進行、核家族化、価値観の多様化などにより、地域コミュニティ意識の希薄化が進む、地域の担い手の人材が不足しています。課題・地域や、人と人の絆を確かなものにしていくことにつながる生涯学習を通じて、地域課題等の解決の担い手となるような人材の発掘、育成が必要です。</p>	<p>これは非常に重要なことと思います。そのため、個別計画の“生涯学習推進計画”に反映されて着実に推進することを提言します。 なお、最も重要なことは、従来の継続や延長線上の実施ではなく、どのような内容をどのような方法で実施して、発掘し、育成するかというアイデアである、と思います。</p>	<p>ご意見に係る内容の詳細につきましては、現在策定中の第3次安城市生涯学習推進計画における主要施策として、「生涯学習市民ネットワーク」の設置や、当該団体との協働による指導者育成の取組等を記載しています。今後は、生涯学習推進計画に従い、早期に取り組んでいきます。</p>	<p>ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。</p>
35	<p>第6章、14-4 新たな図書館サービスの展開 【P61】 ②「図書館情報館」を市民の「学び」「交わり」「健やか」に資することで、地域及び市民の課題解決を支援します。</p>	<p>現在、市内には4つのボランティア支援のためのセンターがあります。図書館情報館はこの4つのセンターとの役割分担がはっきりしません。市内に5つもの支援センターがあつては、利用者の混乱を招くだけです。4つのセンターとの役割の違いの明確化を総合計画(案)に記載することを提言します。 「学び」の部分は、「文化センター」の役割と何が違うのでしょうか。「交わり」の部分は「市民交流センター」の役割と何が違うのでしょうか。「健やか」な部分は「保健センター」の役割と何が違うのでしょうか。明確な役割分担を「総合計画(案)」に記載することを提言します。</p>	<p>図書館情報館では、図書館の本や情報を利用し、市民の課題解決を支援する図書館サービスを目指しています。ボランティアセンターとして特化した施設ではありませんのでご理解ください。</p>	<p>ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。</p>

パブリックコメント集約意見及び回答

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	計画への反映
36	<p>第6章、14、成果指標【P61】 市民一人当たりの図書年間貸出冊数(単年度)</p> <p>第6章、15、成果指標【P63】 歴史・文化に愛着や誇りを感じる市民の割合</p>	<p>「市民一人当たりの図書年間貸出冊数(単年度)」【P61】において、「市民」の人数が分からないと一人当たりの貸出冊数は算出できませんが、ここでいう「市民」とはどのような人になるのでしょうか？ ○図書館に登録のある人(図書館カードを持っている人) ○安城市に住んでいる人 ○安城市に住んでいる人で、一定の要件を満たす人(例:4歳から75歳の住民など) ○自治基本条例に定める「市民」→「市内に住む者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者(法人その他の団体を含む)」などが「市民」として考えられますが、この策定時一人当たり10.1冊とか、目標値一人当たり12冊という数字の根拠が示されるべきと思います。</p> <p>今後、「市民」に対して図書館の利用を呼びかけたり、収蔵図書の内容について検討していく中で、その対象となる「市民」の数や属性が不明瞭では施策が適切性を欠く恐れがありますし、なにより適切な予算検討に重大な支障があり、場合によっては総合計画自体の適切性・有効性も問われるものと考えられます。</p> <p>「歴史・文化に愛着や誇りを感じる市民の割合」【P63】において、策定時38.3%、目標値46%という数値が出ておりますが、この数値の分母となる「市民」とはどのような人になるのでしょうか？ ○安城市に住んでいる人 ○安城市に住んでいる人で、一定の要件を満たす人(例:4歳から75歳の住民など) ○自治基本条例に定める「市民」→「市内に住む者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者(法人その他の団体を含む)」などが「市民」として考えられますが、「市民の割合」の分母となっている市民は誰なのか？内訳と根拠が示されるべきと思います。</p> <p>今後、「市民」に対して安城市の素晴らしい歴史や文化を紹介していく中で、その対象となる「市民」の数や属性が不明瞭では施策が適切性を欠く恐れがありますし、なにより適切な予算検討に重大な支障があり、場合によっては総合計画自体の適切性・有効性も問われるものと考えられます。</p> <p>総合計画に挙げられる数値の根拠が不明瞭では、この計画を読む者が内容を正しく理解できず、また、結果として総合計画の理解を著しく阻害することになり、各種アンケートやパブリックコメントの信頼性を損ねることになりますので、上記の数値の内容・根拠を示してください。</p>	<p>この総合計画では広く多くの方々にご覧いただき理解してもらえよう、わかりやすく平易な言葉として「市民」を使用しており、一義的には安城市の住民という意味です。「市民一人当たりの図書年間貸出冊数」は安城市の住民基本台帳人口により算出し、「歴史・文化に愛着や誇りを感じる市民の割合」は安城市の住民基本台帳から18歳以上の方を無作為抽出したアンケート調査により算出します。また、各種行政サービスを提供する場合は、法令等の規定に基づき、その都度対象者を設定して実施していますので、懸念される事柄は発生しないと考えています。なお、計画策定過程で行いましたアンケート調査の概要は資料編に掲載いたします。</p>	<p>ご指摘の件は、左記の市の考え方にに基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきますが、資料を追加させていただきます。</p>
37	<p>第6章、15-2 文化芸術の鑑賞機会提供・情報発信【P63】 ③公募型事業などを活用し、伝統ある芸術活動をや新しい芸術活動を積極的に展開している個人・団体に発表の場を提供し、その活動を広く市民に紹介します。</p>	<p>文化・芸術は、それを実施している個人や団体だけで成り立つものではありません。「創作する人・演じる人」と、それを「鑑賞する人」、そして、それを「コーディネートする人」があつてはじめて公共的な意味を持ちます。歴史博物館や埋蔵文化財センター等では、館内のガイドボランティアや土器ボランティアさんなどが活躍されています。市内には、サルビアホールやマツバホールなどがあり、新たに新設される「図書情報館」にも小ホールが設けられると聞いています。このようなホールで活躍する「文化ボランティア」とそれをコーディネートする「文化ボランティアコーディネーター」、「ホールボランティア」などの育成も文化・芸術の振興のためには必要ではないでしょうか。既に、刈谷市・知立市・大府市・長久手市・可児市・武豊町等でホールボランティアによる活動が大きな成果を上げている実績がありますので、総合計画(案)へ反映(記載)することを提言します。</p>	<p>「創作する人・演じる人」と「鑑賞する人」をつなぐ人材の必要性については十分に認識しており、その役割も含めて施策の方針2①に「文化芸術活動を行っている団体との協働」と表記していました。ご指摘の趣旨を踏まえ、より多くの方々に理解していただけるよう、協働を進める対象である「ボランティアの育成」という表現を追記します。</p>	<p>ご指摘の件には、左記の市の考え方にに基づき、計画の内容を一部修正させていただきます。</p>

パブリックコメント集約意見及び回答

番号	計画書の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	計画への反映
38	<p>第6章、15-2 文化芸術の鑑賞機会提供・情報発信【P63】</p> <p>①文化芸術活動を行っている団体との協働を進め、市民が郷土の優れた文化芸術を鑑賞・体験する機会を増やし、生きがいを持って健康に暮らせる環境を提供します。</p>	<p>生涯学習や歴史資源に関しては、しっかりと個別計画が策定され、長期的な視点に立った政策と事業が進められている点は高く評価できます。「文化・芸術」活動に関しても、例えば「文化・芸術振興計画」のような個別計画を長期的な視点に立って策定することを、総合計画(案)の中で記載することを提言します。</p>	<p>ご指摘のありました文化・芸術を含めた「文化振興基本計画」については、将来的に策定していくことを総合計画に基づく「安城市教育大綱(案)」で位置づける予定ですので、総合計画には記載する予定はありません。</p>	<p>ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。</p>
39	<p>第6章、16 参加と協働【P64】</p> <p>全体</p>	<p>市民参加や市民協働を推進するうえでの最大の課題は、市民参加や市民協働に関心はあるが、実際に市民公募に応募する市民やパブリックコメントに応募する市民が限られていること、又、行政と協働できるNPOやNPO法人に限られていることであり、実際に各課の職員が市民公募や市民協働を検討しようとしても、現実的には困難であることではないか、と思います。その意味で、市民参加を推進するための「市民参加パートナーバンクの設立」は実際に効果を上げており、大変良い取り組みと思います。</p> <p>市民協働に関して、先ず、最優先で実施することは、この課題を解決することであり、これを解決しない限り、更なる市民協働の促進は難しいと思います。このため、「現状と課題」及び「施策の方針」に上記の内容を追記することを提言します。総合計画(案)への記載が適切でなければ、個別計画(例えば、市民協働推進計画など)へ反映することを提言します。</p>	<p>「市民参加の担い手の育成」については、男女共同参画プランや市民協働推進計画に基づき、まちづくりに参加できる人材育成のために各種取組を進めています。また、「市民協働の担い手の育成」についても、市民協働推進計画の基本方針に掲げて取組を進めています。したがって、更なる取組については、総合計画には記載せず、現行計画を総括し、現状課題を整理したうえで改めて検討します。</p>	<p>ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。</p>
40	<p>第6章、16-1 市民参加及び協働のまちづくりの推進【P65】</p> <p>①市民が市政に参加しやすくするために情報提供を積極的に行います。</p>	<p>主旨としては大変に良いこと、と思います。問題は、従来の継続ではなく、どのように情報発信するのか、です。個別計画があれば詳細は個別計画で策定することになるのかもしれませんが、市民参加に関する個別計画がありませんので、例えば、SNS(facebook、twitterなど)の活用、あるいは、生涯学習課の「まちかど講座」や「市民出前講座」や「市民企画講座」などでの「従来の継続や延長線上ではない工夫による」情報発信などを「総合計画(案)」に記載することを提言します。</p>	<p>現状は、次年度の市民参加の計画については、外部委員による審議会において評価いただき公表しています。市民参加は、事業の手法であり、手法に特化した複数年計画を作成し、公表することは考えていません。市からの情報発信については、総合計画に記載せずとも、常にタイミング、方法等、効果的な情報発信を検討しなければならないと考えます。</p>	<p>ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。</p>
41	<p>第6章、16-1 市民参加及び協働のまちづくりの推進【P65】</p> <p>②まちづくりの主役である市民、町内会、市民活動団体、NPO法人などと市が地域の課題を解決するため、市民交流センターを拠点とした話し合いや交流の場を提供します。</p> <p>③協働によるまちづくりへの参加を促すきっかけづくりを進めます。</p> <p>第6章、16-2 地域活動の支援【P65】</p> <p>①地域コミュニティの活性化を図るため、町内会活動や地域の文化活動の充実を図る支援を実施します。</p>	<p>1 市民参加及び協働のまちづくりの推進 主旨としては大変に良いこと、と思います。問題は、従来の継続ではなく、従来とは異なる、話し合いや交流の場、更には協働のまちづくりを促すきっかけ、例えば、小牧市のような、市民公益団体と行政職員との交流会の設定など、を企画するか、をどのように提供するか、です。これは個別計画(市民協働推進計画)で改めて策定する内容とは思いますが、個別計画の策定を待つことなく、平成28年度からでも実施することを提言します。</p> <p>2 地域活動の支援 主旨としては大変に良いこと、と思います。問題は従来の継続ではなく、従来とは異なる、地域コミュニティを活性化させるためにどのような仕掛けを企画するか、です。例えば、地域コミュニティを活性化するためには、先ずは、町内会における会議(話し合い)の進め方と合意形成の仕方を改革することが必須ではないでしょうか。一部の役員で話し合っただけで決めたことを町内会員に展開する方法(上位下達、トップダウン)から、ワークショップ形式のように、「対等な関係が担保された中での話し合いの中でのアイデア出しや合意形成などの導入」が必要ではないでしょうか。そして、それをどのように仕掛けるのか、という市役所としての戦略を「総合計画(案)」に記載することを提言します。</p>	<p>1 市民参加及び協働のまちづくりの推進 まちづくりの課題解決のための話し合いや交流の場は必要であると考えています。すでに団体同士のわくわく交流会などを実施していますが、新たな場の創出については、社会福祉協議会が行っているマッチング交流会などを参考に実施に向けて検討していきます。</p> <p>2 地域活動の支援 町内会における会議(話し合い)の進め方と合意形成の仕方などは各町内会の地域性により様々であるため、その対応は町内会の自主性に任せるものと判断しています。</p>	<p>ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。</p>

パブリックコメント集約意見及び回答

番号	計画書の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	計画への反映
42	<p>第7章、第1節、第1項、(2)総合計画に沿った事業の重点化【P70】 総合計画に掲げた施策が着実に遂行されるように、目標を達成するために貢献する事務事業を体系的に記載した実施計画を策定します。</p>	<p>これは大変に良いことである、と思います。 従来、「安城版事業仕分け」や「公開行政レビュー」の際に「事務事業調書」を確認することで、事務事業の内容を確認することができました。「総合計画(案)」には、それぞれの分野の「現状」と「課題」と「施策の方針」が記載されており、「なるほど、確かにそうだ、これが実現されれば、安全・安心で快適な安城になる」と思うことが記載されています。しかし、重要なことはそこに記載されていることを、従来の継続や延長線上ではない方法で、如何に実施するか、であると思います。従来の方法では実現できていないからこそ、課題として挙げられ、施策として取り上げられていると思われるので、この「事務事業を体系的に記載した実施計画」の出来栄の良し悪しが「総合計画(案)」の実績の良し悪しを決定します。このため、「事務事業を体系的に記載した実施計画」を安城市のホームページ望遠郷などに掲載して公開すると共に、「公開行政レビュー」などの場で市民と一緒に「実施計画」と「事務事業調書」をレビューすることを提言します。</p>	<p>第8次安城市総合計画は第7次と同様に基本構想、基本計画、実施計画の三層構造としており、今年度策定をしました実施計画は第8次安城市総合計画の体系に基づき事業内容や実施時期を明記して公表しています。 なお、実施計画書に掲載される事業はもちろんですが、全ての事業で事務事業調書が作成されており、実施計画書に掲載される事業も公開行政レビューの対象となっています。また、公開行政レビューなど外部評価は今後も継続をしていきます。</p>	<p>ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。</p>
43	<p>第7章、第1節、第3項、(1)職員の政策立案能力の向上【P71】 今後予想される人口減少や超高齢社会、社会や経済のグローバル化に向けて、中長期的な視点から行政ニーズを展望し、必要な施策を企画・立案することができる人材の確保に努めるとともに、資質の向上を図り人材育成に努めます。また、市民との協働によるまちづくりを推進するため、市民とともに課題を認識し、必要な解決策を市民の視点で考えるような機会を拡大します。</p>	<p>とても重要なことと思います。 問題は、従来の継続や延長線上ではなく、どのように機会の拡大を実施するか、どこまで踏み込んで機会の拡大を実施できるか、です。是非、その具体的な施策(事業)を、次期の市民協働推進計画に織り込んで、計画的で着実な実行を提言します。重要なことは、これを如何にして実現させるかと、具体的な事業の内容、であると思います。</p>	<p>市民協働推進計画において「市職員の意識改革の推進」を掲げ、まちづくりを市民と共に進める職員の育成にかかる取組を進めています。具体的な機会の拡大策については、現行計画を総括する中で検討します。</p>	<p>ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。</p>
44	<p>第9章、第1節、図【P90】</p>	<p>「上程」と「決議」、「協議」と「説明」の矢印の向きは反対向きではないでしょうか。また、第8次総合計画策定委員会(庁内組織)の研究部会の「市民アドバイザー」はどのような属性の方で、どのような役割を果たされているのでしょうか。</p>	<p>ご指摘の矢印の向きは表示に不備がありますので修正します。 また、市民アドバイザーの属性は、学識経験者を始め経営者や主婦目線でお話できる方などを幅広く選定し、研究部会が立案する重点施策へのアドバイスをしています。</p>	<p>ご指摘の矢印は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容を修正させていただきます。</p>
45	<p>語源について 幸、きずな</p>	<p>健康都市の「幸」や5Kの「きずな」については、語源が良くないため、新しい言葉の概念であるなら現実的な言葉に修正したほうが良い。</p>	<p>ご指摘の「幸」や「きずな」については、総合計画(案)に記載してあるとおり、調査や地方自治体の役割を踏まえ、市民に親しみ易い言葉・文字として選択したものです。</p>	<p>ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。</p>
46	<p>予防医療について</p>	<p>残念ながらお医者さまはほとんど対処療法です。安城市は予防医療に努め、健康的に生活している人を表彰する制度があると良い。 健診や予防治療は費用対効果を考えて計画して欲しい。</p>	<p>P8及びP17に記載のとおり、市民の健康寿命の延伸は今後の重要なテーマであり、そのために全ての施策分野に「健康」の視点を取り入れ、市民の健康づくりに力を入れていきます。 ご指摘の予防医療に関しましては、P24からの重点戦略を推進する中で、医療・健診データを活用して市民の疾病・健康特性を分析し、効果的な予防事業に取り組むとともに、自主的に健康づくりに取り組む人へのインセンティブ制度など、予防医療に繋がる継続的な取り組みを進めるための制度の充実を図ります。 また、費用対効果につきましては、市が単独で事業を行うのではなく、民間の保険者や事業者と協力し、官民共同で効率的な疾病予防対策を図ります。</p>	<p>ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。</p>

パブリックコメント集約意見及び回答

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	計画への反映
47	その他(水道料金)	他市と比較して高額です。	本市の水道料金の設定は近隣他市と比較して高額になっているとは考えていません。本市で水道を利用してから下水道料金も対象となったことにより高額になったと感じられていると思われます。 参考に知立市、豊田市の水道及び下水道利用の場合の料金を比較しますと次のとおりとなります。 〔算定条件 ①口径13ミリで2ヶ月で使用して水量が20㎡のとき〕 安城市 4,104円 知立市 4,168円 豊田市 5,400円 〔算定条件 ②口径13ミリで2ヶ月で使用して水量が30㎡のとき〕 安城市 5,832円 知立市 6,015円 豊田市 7,354円 以上のように、同一の条件で料金を算出しますと本市が一番安い結果となります。	—
48	その他(町内会費)	他市と比較して高額だと感じるがこの差は何でしょうか。	町内会は各地域において任意に設立された、市とは独立した団体で、地域の状況により活動内容も様々であり、運営経費も異なるため、他市と比較して、町内会費が高い安い判断はできません。	—
49	その他(道の駅)	他市と比較すると規模が小さいが人口18万都市として今後どのように考えているのか。	市では、新たな産直施設の整備予定はありません。市内にはJA産直施設が6ヶ所あり、中でも「でんまあと安城西部」では新鮮な農産物をはじめ様々な商品を販売しています。今後もJA等とともに地元の農産物の消費拡大及び市民の健康生活の充実を図るため、地産地消を推進していきます。	—
50	その他(観光)	安城の特徴やPRポイントは何でしょうか。マスコミ等の取材は来ているのか、他市町村から観光は来ているのか。	安城市は、農業先進国のデンマークにたとえて「日本デンマーク」と呼ばれた農業と自動車産業を中心とする工業が盛んな市です。 新美南吉に関する観光スポット、デンパーク、七夕まつり、本證寺、丈山苑、安城芸妓等が挙げられます。 マスコミ取材は観光地だけでなく、イベントや飲食店等もテレビ・雑誌・新聞等で取り上げていただいています。 他市町村からの観光については、観光協会のホームページアクセス数が年間12万件ほどあり、他市町村からの観光も多くあると認識しています。	—
51	その他(デンパーク)	来場者数が年間50万人は本当でしょうか。経営は赤字ですか、黒字ですか。	デンパークの入園者数は、平成24年度から3年連続50万人を超えています。また、経営については、赤字ではなく、指定管理者により適正に運営されています。	—
52	その他(街路灯の旗竿)	私は2年前から祝祭日に街路灯に国旗を掲揚するボランティア活動に参加しております。花の木商店街の一部と市役所前の通りから始まり、各商店街振興会のご理解を得て、現在は朝日町商店街のアーケード、末広商店街へと掲揚の場が広がりました。 はためく日の丸が連なる光景は皆様に好評で、よく「ご苦労さまです。いいですね。」「昔はどの家でも日の丸を揚げたけど最近は見なくなりましたね。」とお声掛けを頂き、日の丸が揚がることで見慣れた商店街の雰囲気が一変し、活気が生まれるのを実感しております。 また、「ああ、今日は祝日だった。」と驚いて声を掛けられる方もいらして、単なる休日、もしくは普段通りの通勤日であった「その日」が「国民の祝日」であるのを思いだす切掛けとなり、ややもすると個人主義に陥りがちな現代人に、家庭＜地域＜安城市＜愛知県＜日本 と、互いに守り守られる社会の一員としての感覚が芽生える効果も見込めるのではないかと考えております。 現在安城駅周辺の開発による新しい街並みに期待しておりますが、以上の理由から、街路灯に旗竿を挿すための筒を取り付ける事を検討して頂けませんでしょうか。また、安城市役所前の通りは街路灯が変わり、一部国旗掲揚が出来なくなりました。商工会議所や郵便局や市役所という、いわば安城の顔の通りですので、こちらも是非ご配慮をお願い申し上げます。	新しくなるまちの景観については市も十分に検討していきませんが、ご提案の街路灯につきましては各商店街振興組合が設置、管理を行っており、市としましては各商店街の施設整備に対し支援を行っております。 また国旗につきましては、国家の象徴であり、国民のアイデンティティーの証として重要な役割を果たすものと考え、公共施設において掲揚を行っております。 平成11年の「国旗及び国家に関する法律」の成立時には、当時の内閣総理大臣の「義務を課すものではない」という談話がありましたとおり、国民、市民一人ひとりが国旗についての理解を深め、行動するものであると認識しています。したがって、市がご提案の街路灯を指定して、国旗掲揚を促すものではないと考えています。	—